

第2回 三次市地域公共交通会議

資料

平成21年1月16日

三次市

目 次

1 報告事項

- (1) 平成21年度三次市民バス運行業務委託について
- (2) 低床ノンステップ型優良ハイブリッドバスの運行について
- (3) 東三次線の路線一部変更運行について
- (4) 三次市民タクシー制度の広報について

2 協議事項

- (1) 「甲奴・三次線」公共交通導入試験運行の方針変更（案）について
- (2) 地域公共交通活性化・再生総合事業の取組みについて

3 その他

1 報告事項

(1) 平成 21 年度三次市民バス運行業務委託について

応募事業者からの申請提案書及び見積額に基づき、三次市民バス運行業務選定委員会において、審査を行い、次のとおり選定され、当該事業者に運行委託することに決定しました。

ア 経過

月日	項目	備考
10月29日	第1回三次市民バス運行業務委託業者選定委員会	・募集要項協議・決定 ・審査方法協議・決定
11月5日	・対象事業者に応募申請書等の配布 ・市ホームページに掲載	・市内に本店を有する一般旅客自動車運送事業者 (22事業者)
11月11日	・事業説明会開催	・10事業者11名の参加
11月25日	・応募申請書受付(5事業者提出)	・締切り12月3日
12月5日	第2回三次市民バス運行業務委託業者選定委員会	・運行業務委託予定事業者の審査・選定 (第三者委員の登用)
12月11日	・市長に運行業務委託予定事業者(選定結果)を報告	・決裁(決定)
12月18日	・応募事業者に結果通知	

イ 平成 21 年度三次市民バス運行業務委託事業者(平成 21 年から 3 年間)

路線名	運行業務委託事業者
君田町線	有限会社君田交通
布野町線(スクール含)	
作木町線(通所・スクール含)	
吉舎町線(スクール含)	十番交通有限会社
三和町線(通所・スクール含)	有限会社三和タクシー
甲奴町線(通所・スクール含)	有限会社甲奴タクシー

(2) 低床ノンステップ型優良ハイブリッドバスの運行について

三次・庄原間(三城線)にて、11月18日から運行しています。



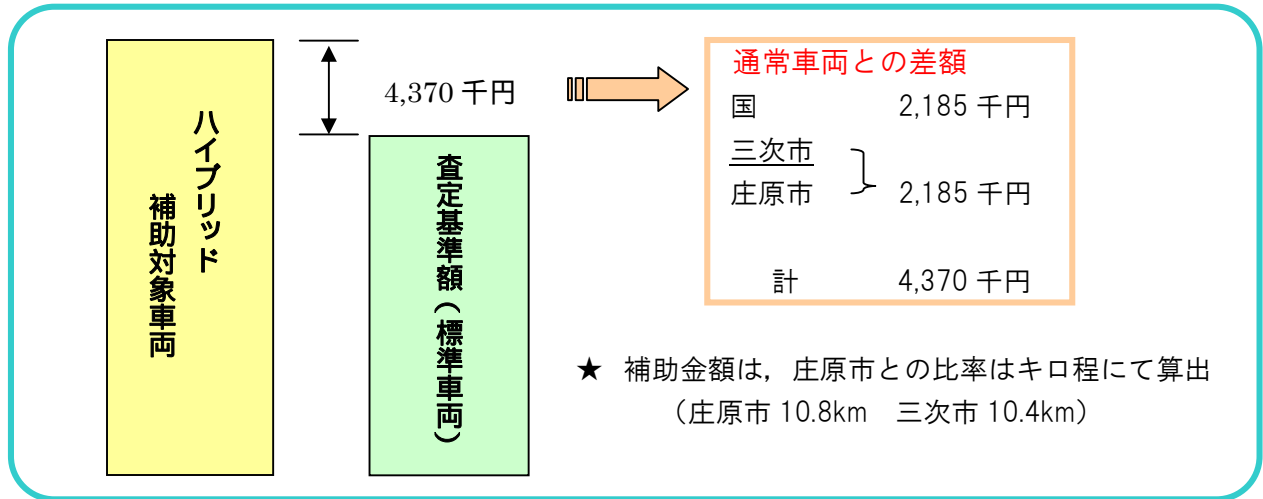
【ハイブリッドシステム】

発進や加速、登坂など大きな力が必要な時にモーターが作動してエンジンが駆動力をアシスト。また、減速や制動時にモーター兼発電機として作動させバッテリーに充電(エネルギー回生)します。

【概要】

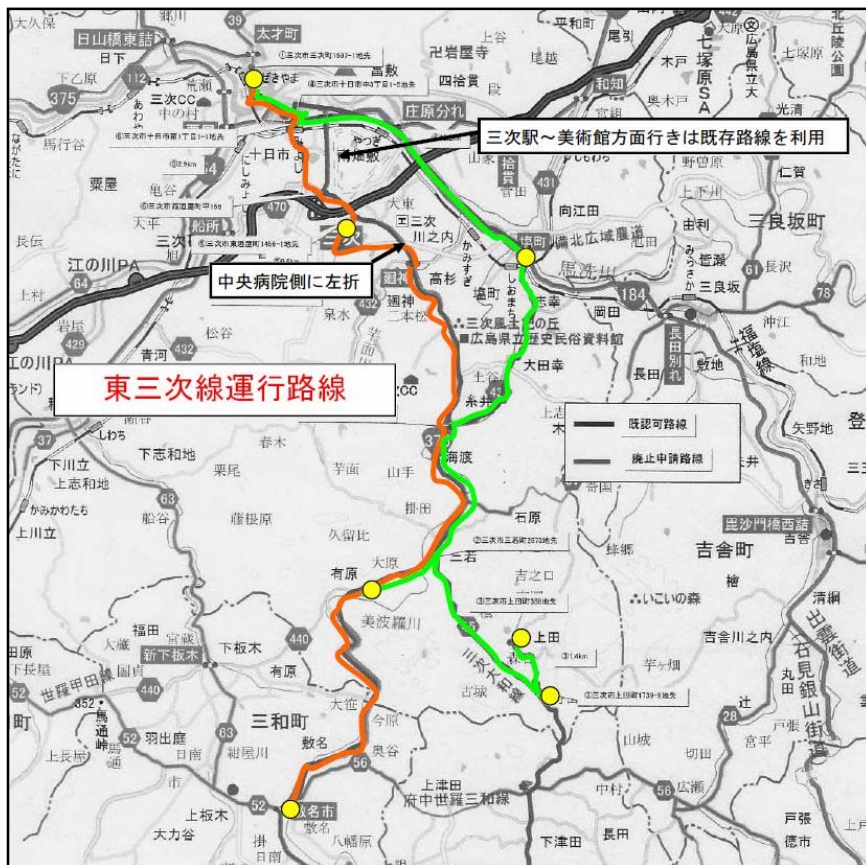
平成 20 年度低公害車普及促進対策費補助金交付要綱

(平成 20 年 3 月 19 日付け国自総第 485 号, 国自貨第 201 号)



(3) 東三次線の路線一部変更運行について

ア 新設路線の考え方 (変更点)



従前路線	変更路線
三次中学校前 ～三次駅～奥 田元宋・小由 女美術館路線	他の既存路線 に統合・整理 をします。
廻神から中国 自動車道イン ター方面へ直 進	廻神町国道 375号山手 交差点を左折 し、市立三次 中央病院を経 由します。

イ 時刻表の設定

他の路線との調整が必要なため、運行予定事業者と引き続き協議しています。

(既存の時刻との大幅な変更はありません。特に塩町中学校始業・終業時や市立三次中央病院通院の時刻に配慮します。)

(4) 三次市民タクシー制度の広報について



市民タクシー制度

バス路線などの公共交通機関が運行していない地域の交通を支えるため、地域の皆さんでタクシー利用組合を設置し、通院、買い物などでタクシーを共同利用された場合、その経費の一部を補助します。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

●対象
最寄りの医療機関、福祉施設、商業施設などから原則4km以上離れている地域の住民の方が設置した団体

●利用頻度
月1回以上(ただし、利用回数の限度は週2回まで)

●利用者数
1回あたり2人以上

●補助対象経費など
タクシー事業者を支払う運賃の1/2の額
※事務費として、月額1,000円が加算されます。

●問い合わせ先
自治振興部自治振興課
☎(0824)6410091
☎(0824)6410067
✉jichit@city-miyoshihiroshima.jp

運賃の半額補助

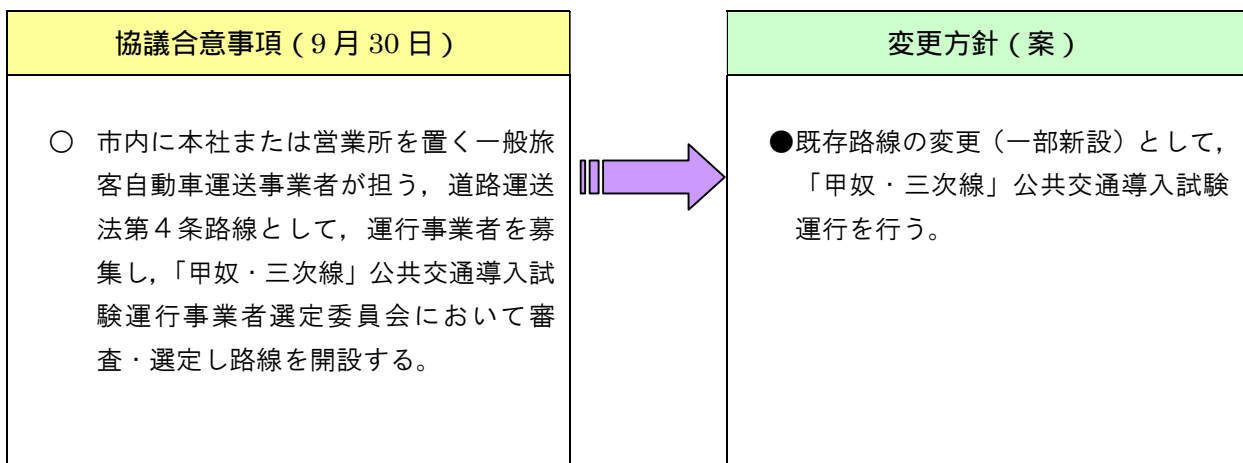
「広報みよし12月号」にて、制度の周知を行っています。

2 協議事項

(1) 「甲奴・三次線」公共交通導入試験運行の方針変更(案)について

ア 事業計画(方針)の変更について

本事業については、第1回三次市地域公共交通会議で実施方針・事業者募集等について承認を得たところですが、次の理由により方針を変更します。



【変更理由】

① 運行経路（国道 184 号線）において、既存路線（旧道）との接点が多い。

（指導：既存路線「甲山・三次線」と競合することから、甲奴町域の利用者だけの乗車とし、他のバス停では、降車のみとすることが望ましい。（クローズ運行））

■ 本路線は吉舎、三良坂、三次間を經由することから、その地域の住民の利便に供するべきである
と考えること。

■ 既存路線は、国県の補助（第 1 種生活交通路線維持費等補助金）を受けて運行しており、新路線
が並行することになると利用者の取り合いとなり、補助要件から外れ、運行経費負担が市へ波及する
と考えられること。

② 停留所・車庫（駐車場）について既存事業者に占有権があること。

現実の許認可等を勘案しながら、これらの諸課題をクリアし、市民の利便性を確保するため、
既存路線の変更として「甲奴・三次線」公共交通導入試験運行を実施することとしたいと考えま
す。



【計画路線図】

(2) 地域公共交通活性化・再生総合事業の取組みについて

ア 本市における生活交通計画の経緯

「三次市生活交通体系実施計画（平成 17 年 3 月）」

新市の路線体系について，地域内輸送（市民バス・市民タクシー）と広域・幹線輸送（路線バス・JR 線）の役割・分担を明確化

現行のサービス水準を低下させず，対象者限定の地域内福祉バスから誰もが利用できる地域生活交通（市民バス：巡回便）への転換

利用者の一部負担（有料化）

「三次市生活交通中期プラン（平成 19 年 3 月）」：平成 19 年度～平成 21 年度

地域内生活交通の現状と課題，その対策

広域・幹線交通の現状と課題，その対策

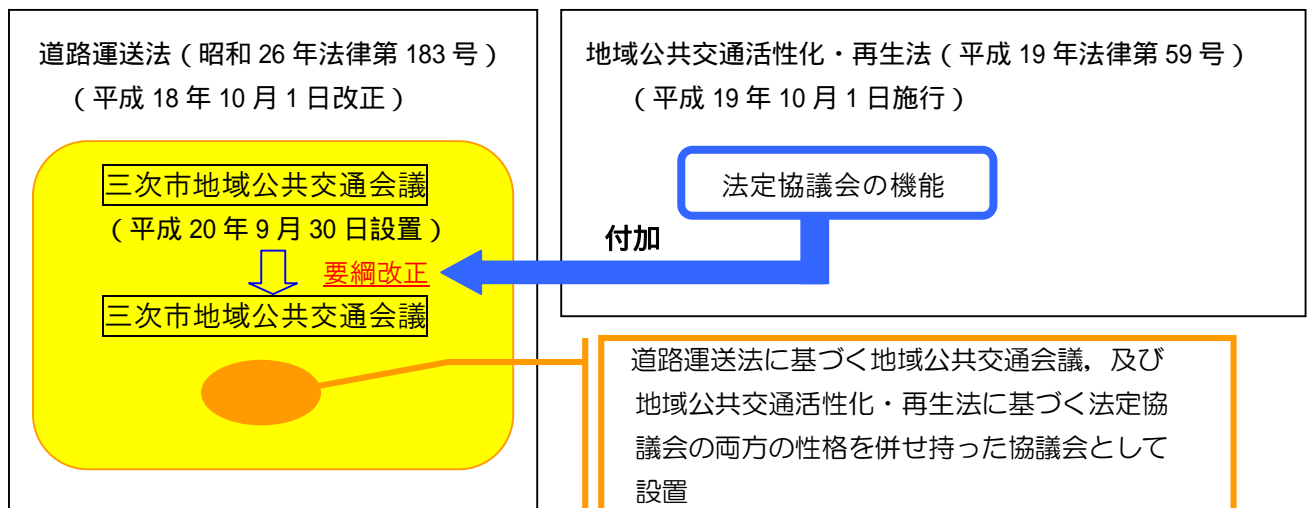
環境・観光振興及び商業施設等の連携

多様な輸送形態の導入

イ 今後（平成 22 年度以降）の生活交通計画について

「地域公共交通活性化・再生総合事業」に取組み新たな計画づくりを行います。

地域公共交通会議へ法定協議会の機能を付加します。（要綱の改正）



【イメージ図】

法定協議会へ移行するポイント

① 地域公共交通総合連携計画の策定

本市の公共交通の活性化や再生に関する多種多様な取組みを推進するための計画づくり

(想定される項目)

- ・ 路線バスの再編（効率的な路線設定，利用促進方策）
- ・ 三次市民バスの利用促進（需要に即した運行形態，路線・ダイヤ設定）
- ・ 地域事情に即した公共交通の導入（デマンドバスなど）
- ・ 生活交通に増え続ける経費の抑制，効果的な配分 など



例) 利用実態調査（ニーズ把握）

実証運行・車両購入・イベントの開催・広報 など

② 国の総合的支援

地域公共交通会議（道路運送法）では，国の支援はありませんが，法定協議会機能付加を行うことにより，連携計画作成や実証運行などに，国の総合的な支援「地域公共交通活性化・再生総合事業」（指導・助言，財政面）が受けられることとなります。（3年間程度）

【地域公共交通活性化・再生総合事業とは・・・】

地域における鉄道やバスなどの公共交通のおかれた状況が厳しさを増しつつあることを踏まえ，地域公共交通の活性化・再生を通じた魅力ある地方を創出するため，地域公共交通の活性化・再生に関して，市町村を中心とした地域関係者の連携による取組を国が総合的に支援するとともに，地域のニーズに適した新たな形態の旅客運送サービスの導入円滑化を図るための措置を講ずることとします。

（国土交通省 HP から）

(資料)

三次市地域公共交通会議設置要綱改正(案)

三次市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 三次市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (3) 連携計画策定及び変更の協議に関すること
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 自治振興部長
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名するもの
- (7) 広島県企画振興局地域振興部長又はその指名するもの
- (8) 道路管理者
- (9) 広島県警察三次警察署長又はその指名するもの
- (10) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中からこれを選任する。

(役員の職務)

第 6 条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第 7 条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員に事故があるときは、あらかじめその委員が指名する者をもって代理者とし、交通会議に出席できるものとする。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第 8 条 交通会議で協議が整った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第 9 条 交通会議において協議が整った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(幹事会)

第 10 条 交通会議に、交通会議の運営に当って必要な事項を処理させるために、幹事会を置くことができる。

2 幹事会に属する委員は、会長が指名する。

3 幹事会に幹事会長を置く。

4 幹事会長は、幹事会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。

6 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第 11 条 交通会議の庶務は、自治振興部自治振興課において処理するものとし、必要事項は会長が別に定める。

(財務)

第 12 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 13 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 20 年 9 月 12 日から施行する。

2 この告示は、平成 年 月 日から施行する。

(委員の任期の特例)

3 この告示の施行後初めて任命又は委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。